

弁護士報酬早見表【税別】

磐城総合法律事務所

手形・小切手訴訟事件（第20条）

経済的利益	着手金	報酬金
金300万円以下の場合	4% + 消費税	8% + 消費税
金300万円を超え、金3000万円以下の場合	(2.5% + 金4.5万円) + 消費税	(5% + 金9万円) + 消費税
金3000万円を超え、金3億円以下の場合	(1.5% + 金34.5万円) + 消費税	(3% + 金69万円) + 消費税
金3億円を超える場合	(1% + 金184.5万円) + 消費税	(2% + 金369万円) + 消費税

(事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができます。着手金の最低額は金5万円。)